

平成 29 年度 事業計画書

～建設産業の新たなステージを見据えて～

1. はじめに

平成29年度においては、平成28年7月に新たに策定した「中期経営方針(2016～2020)」に基づき、建設産業における喫緊の課題である「担い手の確保・育成」を図るため、現在各部署において展開している諸事業の連携をさらに強化するとともに、年2回実施している事業レビューを踏まえ、各部署の事業をよりニーズに応えたものとなるよう工夫をさせつつ事業活動を行ってまいります。

特に、建設産業に教育訓練の仕組みをビルトインすることを目指して開始した「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業」は、5年間の活動の折り返し地点に入り、ゴールをしっかりと見定めながら事業に取り組んでいきます。また、3年目に入る厚生労働省の「建設労働者緊急育成支援事業」についても引き続き積極的に取り組んでいくとともに、コンソーシアム事業との連携を図りながら、両事業において全国各地で実施されている教育訓練等の取り組みが、持続的・安定的に実施できる体制を構築していくことを目標に事業を実施していきます。

さらに、施工管理技士や建設業経理士の資格も「担い手の確保・育成」において有効であり、資格取得やレベルアップの機会の拡充、高校生や女性に向けての積極的な支援を行ってまいります。特に、「施工管理技術検定試験」においては、平成29年度から「2級建築施工管理技術検定試験の学科試験」が、これまでの年1回から年2回化が図られることになり、同試験を的確に実施するとともに、次年度以降のさらなる制度変更に対しても的確に対応していけるよう準備を進めます。

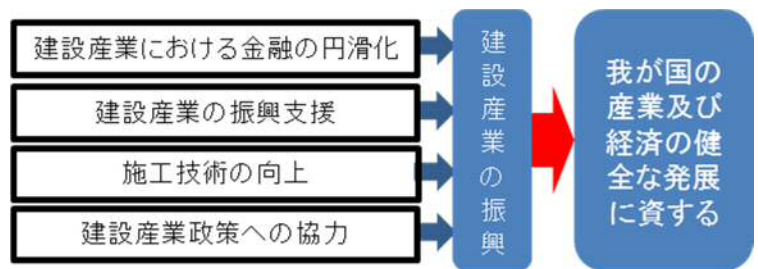
また、新たな事業としては、本財団が運営主体として「建設キャリアアップシステム」の開発・運営を担うこととなりました。技能労働者の就労履歴や保有資格等に関するデータベースとして、技能労働者の適切な評価や処遇等の改善につながる有効なツールとなるようシステムの開発・運営を進めてまいります。

現在、国土交通省において設置されている「建設産業政策会議」における10年後の建設産業を見据えた諸課題等についての議論の方向性等も踏まえ、本財団としても今後見えてくる新たな課題の解決に対して積極的に取り組んでいきます。

本財団は、引き続き、経営理念に掲げた「すべての人々が活力と魅力を実感できる建設産業の実現」を目指して、関係機関との連携を一層強化しながら、建設産業の新たなステージを見据えて、事業展開をしてまいります。

2. 事業の目的と体系

本財団の定款においては、建設産業における金融の円滑化、建設産業の振興支援、施工技術等の向上、建設産業政策への協力をもって建設産業の振興に寄与し、わが国の産業及び経済の健全な発展に資することを事業の目的に掲げています。



I 建設産業における金融の円滑化

- ① 下請セーフティネット債務保証 (SN1) / 地域建設業経営強化融資制度(SN2) P1
- ② 下請債権保全支援事業 P2
- ③ 共同事業等に必要資金の借入れに対する債務保証・助成・融資あつせん P3
- ④ 建設業災害対応金融支援事業 P4

II 建設産業の振興支援

(1) 助成事業

- ⑤ 建設産業活性化助成事業 P5

(2) 経営改善

- ⑥ 建設業経営者の経営力強化 (建設業経営者研修) P6
- ⑦ 建設業経理検定試験・研修 P7

(3) 情報化推進

- ⑧ 電子商取引等の標準化(CI-NET) P8
- ⑨ 電子商取引の普及推進(CI-NET) P9
- ⑩ 設計製造情報の標準化推進 (C-CADEC) P10

(4) 人材確保・育成

- ⑪ 建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業 P11
- ⑫ 建設労働者緊急育成支援事業 厚生労働省受託事業 P12
- ⑬ 建設キャリアアップシステムの開発・運営 新規事業 P13
- ⑭ 建設産業人材確保・育成推進協議会の運営等 P14
- ⑮ 登録基幹技能者制度推進協議会の運営等 P15
- ⑯ 海外建設技能実習生・外国人建設就労者受入事業 P16
- ⑰ 建設業経理士の支援・育成 (登録建設業経理士制度の運営) P17

(5) 調査研究、広報、情報提供等

- ⑱ 建設産業にかかる総合的な調査研究等 P18
- ⑲ 建設業経理に関する調査研究等 P19
- ⑳ 広報誌の発刊及び建設産業に係る情報提供 P20
- ㉑ 連携団体職員合同研修 P21

III 施工技術等の向上

- ⑳ 建築/電気工事施工管理技術検定試験 P22
- ㉑ 監理技術者講習 P23
- ㉒ 建築施工能力の維持・向上支援 (建築施工管理 CPD 制度の構築・運用) P24

IV 建設産業政策への協力

- ㉓ 地域建設産業活性化支援事業 国土交通省受託事業 P25
- ㉔ 建設業における女性の入職・定着促進事業 国土交通省受託事業 P26

3. 事業計画

I 建設産業における金融の円滑化	
① 下請セーフティネット債務保証 (SN1) 【担当部：金融・経理支援センター】 地域建設業経営強化融資制度 (SN2) (金融支援課)	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負代金債権の早期資金化を図り、中小・中堅建設業者への資金供給の円滑化を推進する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業協同組合等が次の資金を金融機関から借り入れる際に、本財団が債務保証を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ①公共工事の元請負人の運転資金を貸し付けるために必要な資金 (保証期間：1年、保証割合：100%、保証料率0.1%) ②社会全体の効用を高める施設に関する民間工事の元請負人の運転資金を貸し付けるために必要な資金 (保証期間：1年、保証割合：90%、保証料率0.2%) ・事業協同組合等に対し次の助成を行う (SN1)。 <ul style="list-style-type: none"> ①出来高査定費用に対する支援として上限25,000円を助成する。 ②事業協同組合等が新規に本事業を導入する場合、年1回300,000円を3年間助成する。 ③事業協同組合等が事業推進のために要した費用に対する支援として、融資件数に応じて50,000円～300,000円を年1回助成する。 <p style="text-align: right;">(事業の期限：平成33年3月末)</p>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・保証枠の増額 保証枠の拡充を図るために、利用実績の多い融資事業者への増枠に向けた働きかけ及び新規融資事業者開拓に向けた営業活動を行う。 ・貸付実績の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ①制度未導入の地方公共団体等の制度導入に向けた活動を行う。(営業エリアが広い、北保証サービス、建設経営サービス、建設総合サービス等と連携して地域における発注の実情やニーズを鑑みた重点的な営業を行う。) ②都道府県、市町村等が主催する説明会等の場を活用して事業のPRを行えるよう働きかけを行う。 ③融資事業者と連携し、組合員向け説明会の実施、ダイレクトメールの発送、専用チラシの作成等を通じた更なる活用促進を図る。 ④金融機関との情報交換等を通じて、地元の資金調達ニーズを把握し、活用促進を図る。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・保証枠の拡充及び新規融資事業者の開拓、融資実績の拡大に向けた活動を実施する。

② 下請債権保全支援事業

【担当部：金融・経理支援センター】
(金融支援課)

事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> 下請建設企業等の経営及び雇用の安定と連鎖倒産の防止を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等に係る債権の保全を図るため、当該債権の支払を保証ファクタリング事業者が保証する場合に、下請建設企業等の保証料負担の軽減（保証料割引助成）及び保証債務の履行による保証ファクタリング事業者のリスク負担の軽減（損失補償）を実施する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ファクタリング事業者に対し事業ニーズに係る調査を行うとともに利用促進に向けた意見交換等を行う。 関係団体等と連携し、都道府県、市町村等が主催する建設企業向け説明会等の場において、事業 PR を行う。 関係団体（専門工事業団体等）に対する周知普及、利用促進活動を行う。 本事業の終期が平成 30 年 3 月まで 1 年間延長されたところ、関係団体と意見交換しつつ、国土交通省と平成 30 年度以降の事業延長について協議、検討を行うとともに、あわせて後継事業についての協議、検討を行う。 <p style="text-align: right;">（事業の期限：平成 30 年 3 月末）</p>
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> 下請建設企業の経営及び雇用の安定と連鎖倒産の防止を図るため、本事業の普及拡大を図る。

I 建設産業における金融の円滑化	
③ 共同事業等に必要な資金の借入れに対する 債務保証・助成・融資あっせん 【担当部：金融・経理支援センター】 (金融支援課)	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> 建設業者団体及び事業協同組合等における共同施設の設置、共同事業、転貸融資に対する資金調達を支援する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 建設業者団体及び事業協同組合等が次の資金を金融機関から借り入れる際に本財団が債務保証を実施する。更に下記①の資金については、借り入れ金利に対して上限 2% を 6 年間助成する。 <ul style="list-style-type: none"> ①共同施設、共同機械設備の設置、購入のために必要とする資金 (保証期間：12 年、保証割合 90%、保証料率 0.3%) ②共同購入、共同リース等の共同事業のために必要とする資金 (保証期間：3 年、保証割合 90%、保証料率 0.3%) ③構成員に対し、事業経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金 (保証期間：3 年又は 5 年、保証割合 90%、保証料率 0.3%) 特例措置として、除染作業の運転資金として構成員に転貸融資するために借り入れる資金については、当該業務委託の債権譲渡が図られていることを条件として、上記③の資金として債務保証等を実施する（保証期間：1 年、保証割合：100%、保証料率 0.1% 出来高査定費用：上限 10 万円、事務経費助成 1：定額 2 万円、事務経費助成 2：上限 2 万円（措置の期限は平成 30 年 3 月末））。 <p style="text-align: right;">(事業の期限：平成 33 年 3 月末)</p>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ①については、都道府県建設業協会へのアンケート調査結果を活用し、会館等の耐震改修や建て替え等のニーズを踏まえた重点的な営業及び教育研修施設等に係る営業等を行う。 ②については、組合の共同事業等の事例を紹介する「事業協同組合ガイドブック」を活用する等により、新たな事業展開、既存事業の拡充等を検討する協会、協同組合への営業等を行う。 ③については、除染作業に係る転貸融資について、融資事業者である福島県建設業協同組合と連携を図りつつ、現在、制度が活用されている発注者以外の自治体への営業等を行う。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> 建設業者団体の資金調達を支援するため、本事業の利用拡大に向けた活動を実施する。

④ 建設業災害対応金融支援事業

【担当部：金融・経理支援センター】
(金融支援課)

事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応を担う地域の建設企業が、対象となる建設機械を金融機関からの借入や割賦販売により購入する際、金利の一部を助成することにより、建設企業の建設機械導入を促進し、迅速な災害対応に資する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対象の建設機械を購入した建設企業に対し、購入に係る金利の一部を助成する。 (初年度1年分の金利の2/3補助、上限4%) (平成26年度末で新規支援申請受付終了、平成28年度末で助成金請求受付終了)
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の助成金請求受付終了に伴い、助成金支払いの処理、残余金の国庫返納などを行う。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(1) 助成事業 【担当部：経営基盤整備支援センター】 ⑤ 建設産業活性化助成事業 (経営改善支援担当部)	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> 建設産業団体が自主的に実施する建設産業の活性化に係る調査研究及び研修等に関する事業に対して助成を行い、経営基盤の強化、企業間連携等の推進、担い手確保・育成等を通じ、建設産業の活性化の推進を図ることを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 建設産業団体（本財団への出えん団体、都道府県建設業協会及び府県建設産業団体連合会、本財団が特に認める団体）に対し、1団体あたり上限 200 万円（特別枠を使った場合は 300 万円）、本財団が特に認める団体の場合は 1 団体あたり上限 150 万円を助成 事業経費の 3/5 を助成 助成申請案件のうち、特に優れた調査研究等の事案があれば、積極的に業務委託を実施し、建設産業の活性化を促進する。 特別枠助成の事業内容：①建設企業における原価管理等の実施、②建設技術者・技能者の処遇改善、③女性の活躍推進に関する調査及び具体的取組。（新たに③を追加。）
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 申請受付及び交付決定（5月下旬頃） 各団体の事業の進捗確認、年度末の報告・精算 平成 30 年度助成事業に係る企画等
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の利用促進により、建設業界における喫緊の課題への積極的な対応及び建設産業の活性化を図る。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(2) 経営改善 【担当部：経営基盤整備支援センター】 ⑥ 建設業経営者の経営力強化（建設業経営者研修） （経営改善支援担当部）	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小建設企業においては経営層の意思決定が企業に与える影響は大きいため、中小建設企業の経営者、経営後継者、経営幹部、女性経営幹部等を対象とした研修会を開催し、原価管理能力等をはじめ総合的な経営管理能力の向上と自主的経営改善努力の醸成を図るとともに、参加者相互の情報交換・意見交換の場を提供する。 ・ 研修の実施を通じ、参加者が社会の大局的な構造変化や経営革新における着眼点や考え方、実践上の課題や改善点・効果などを学ぶことにより、自社において経営革新を進める際のヒントを提供する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省の委託事業である「地域建設産業活性化支援事業」の枠組みの中で全国各地において経営改善等をテーマとした種々のセミナーを行っているが、この事業と連携し、経営者や女性経営層を対象とした原価管理による利益確保方策などの標準的プログラムを本財団が示し、本研修の地方版コースのセミナーの開催をパートナー機関等(地整、都道府県、金融機関) やエリア統括マネージャーに促し、その上で、前述のセミナー受講者等を含めた者を対象に、より発展的で広い内容をテーマとした研修会を年度の締めくくりとして東京で1日間の研修会を開催する。 ・ この他、他団体等と連携し、法令や原価管理等をテーマとした経営者向けの研修を地方開催も含め検討する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活性化支援事業の枠組みで行うセミナーの原価管理をテーマとした標準的プログラムの周知 ・ 他団体等と連携して行う研修の検討・研修会の企画検討、講師等の候補者の選定 ・ 開催に向けたPR及び研修会の開催
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 締めくくり東京開催研修の参加人数目標 60名（近年は50名程度の参加者で推移）。 ・ 企業の収益性向上等のテーマを中心に据え、時流に合わせたテーマ設定を行い、新規参加者の増加を目指す。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(2) 経営改善 【担当部：金融・経理支援センター】 ⑦ 建設業経理検定試験・研修 (経理研究・試験担当部)	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> 建設企業の経営基盤の強化を支援するため、建設業会計の知識の習得・普及を推進する。 高校生等の資格取得に係る研修等を建設業協会と連携し実施することにより、若年者の建設業界への入職促進を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 建設業経理士検定試験（1級・2級）を年2回（9月、3月）、建設業経理事務士検定試験（3級・4級）を年1回（3月）、47都道府県において実施する。 建設業経理事務士特別研修を47都道府県で実施する。また、人材育成・若年入職促進策の一環として、工業高校等の教育機関と連携し、学校単位での特別研修も併せて実施するほか、建設業会計知識の習得・普及等を目的に企業単位での特別研修も実施する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年9月10日（日）に上期検定試験（建設業経理士1級・2級）を実施する。 平成30年3月11日（日）に下期検定試験（建設業経理士1級・2級、建設業経理事務士3級・4級）を実施する。 建設企業、工業高校に加え、商業高校、大学等にもPR活動の範囲を広げる。（DM、訪問等） 建設業団体に出向き、企業の社員研修の一環としての建設業経理事務士特別研修の開催を働きかける。 建設業協会等への働きかけ等を通じ、工業高校等での特別研修の開催拡大を図る。 建設業協会等職員に対する資格取得支援を行う（特別研修及び検定試験）。 高校生等の検定試験受験料及び特別研修受講料負担軽減策を検討し実施する。 受験者の受験地変更時の事務手数料無料化など利便性の向上を図る。 建設業経理士検定試験受験対策講座を実施している民間資格学校等へヒアリングを行い、1・2級受験者支援のための方策を検討する。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> 建設業経理士検定試験（1級・2級）においては、高校生等からも幅広く申込者を獲得し、一層の受験者数、受験率の向上を図る。 特別研修（一般）の受講者数はH28年度並みの2,400名（3級1,100名、4級1,300名）を目標とする。 特別研修（高校生）の受講者数は1,200名（3級300名、4級900名）を目標とする。 総開催回数＝一般（47回×2回＋2回（東京で追加開催））＋高校等約60回＝約160回 建設業協会等職員に対する資格取得支援を行う（特別研修及び検定試験）。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(3) 情報化推進 【担当部：経営基盤整備支援センター】 ⑧ 電子商取引等の標準化(CI-NET) (情報化推進支援担当部)	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報化評議会として、建設産業における電子商取引の推進により、生産性の向上や経営の合理化を図るほか、契約手順の標準化や契約の徹底などにより建設業の法令遵守を推進する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設産業における電子商取引等の標準化を推進し、標準ビジネスプロトコルや実装規約のメンテナンスを行う。 ・ 情報化評議会でも新たに策定した普及拡大のための「CI-NET 第3次3ヶ年活動計画(平成29～31年度)」に基づき、CI-NETの普及拡大のための方策を構築する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省が進める施策に対応した、CI-NET仕様・運用を検討する。 ・ 電子契約を行った場合の電子納品等の運用が円滑に行えるよう、取り扱い方策の策定及び公共発注者への周知を行う。 ・ CI-NET LiteS 実装規約の次期バージョンを検討する。 ・ CI-NET 導入の障壁を下げるため、安価で簡単な導入及び運用の手法を検討する。 ・ 各企業の原価管理等の社内システムとのスムーズな連携を図るため、業務パッケージベンダー及びCI-NET サービスベンダーとの協議を行う。 ・ 設備工事関連の見積業務におけるCI-NET 電子商取引の運用拡大を推進する。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ CI-NET LiteS 実装規約の次期バージョンのデータ項目を確定する。 ・ 設備見積業務の Ver.2.1 試行運用を開始する。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(3) 情報化推進 【担当部：経営基盤整備支援センター】 ⑨ 電子商取引の普及推進(CI-NET) (情報化推進支援担当部)	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> 建設産業全体の生産性の向上や経営の合理化を図るほか、建設業の法令遵守を推進させるため、電子商取引の一層の普及・拡大を推進する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 電子商取引説明会や勉強会、企業への個別支援などを実施し、電子商取引の理解と関心を深め、電子商取引導入企業の増加を図る。 電子商取引に必要な企業識別コード及び電子証明書を適切に発行する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 「CI-NET 第3次3カ年活動計画（平成29～31年度）」に基づき、CI-NETの普及・拡大に向けた各建設業関係団体との意見交換を実施する。 電子商取引説明会等の開催により首都圏を中心とした中堅ゼネコン及び各地域の有力ゼネコンに対する積極的な普及活動を実施する。 電子商取引説明会等に参加した企業のフォローを実施する。 CI-NET 導入済みゼネコンの電子化率向上及び出来高請求業務拡大に向けた活動を推進する。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> CI-NETの普及・拡大に向けた「CI-NET 第3次3カ年活動計画（平成29～31年度）」で設定した目標を達成する。 (ゼネコン導入企業数：3ヶ年間で10社以上増加、CI-NET利用の電子商取引実施企業数：平成31年度末で12千社以上) 電子商取引説明会を6箇所開催し、普及促進を図る。 ゼネコン以外の発注側企業（専門工事業等）に対する積極的な普及活動を推進する。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(3) 情報化推進	【担当部：経営基盤整備支援センター】
⑩ 設計製造情報の標準化推進 (C-CADEC)	(情報化推進支援担当部)
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・設計製造情報化評議会の成果に関する問合せに対応するとともに、Stem 試行サイトを、利用者やベンダーが支障なくシステム切り替えできるように、平成 29 年度まで維持する。 <p>【Stem (ステム：STandard for theExchange of Material equipment library data) : Stem は、C-CADEC が定めた、設備機器の性能や各種仕様 (仕様属性情報) と外観写真、外形、性能線図等のソフト間交換の標準ルールであり、Stem 試行サイトは、利用者が機器毎のライブラリデータを検索及び属性情報を含む CAD データを利用できるサイト。】</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・成果に関する問合せに対応するとともに、Stem 試行サイトを、利用者やベンダーが支障なくシステム切り替えできるように、平成 29 年度まで維持する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・問合せへの対応及び Stem 試行サイトへの製品登録等の維持管理を行う。

Ⅱ

建設産業の振興支援

(4) 人材確保・育成

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑪ 建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業

(人材育成支援担当部)

(地域連携ネットワーク支援担当部)

<p>事業の ねらい・効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建設産業団体、行政、教育機関、職業訓練施設等の関係機関が一体となって、建設産業における担い手の確保・育成に取り組んでいく体制を構築し、若年者の入職促進、育成のための事業を具現化し実行していくことを目的とする。
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教育訓練の実践的な役割を担う富士教育訓練センターと連携を図り、充実した教育訓練の実践、教育訓練をはじめとした担い手確保・育成に資する提案、担い手確保・育成に係る広報等、中核的な役割を果たすための事業を実施。
<p>事業計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> アクションプログラム（第4版）を策定し、これに基づき各事業を推進する。 引き続き、地域連携ネットワークの構築に係る支援を実施する（地域連携ネットワーク構築支援先：36件（予備調査：10件、実施事業：26件）、平成29年3月末日現在）。なお、29年度は新たに数件の地域連携ネットワークを採択する予定だが予備調査は行わず、実施事業のみとなる。 プログラム・教材等ワーキンググループにおいて策定した職業能力基準（案）の普及促進を図るとともに、新たな職種における職業能力基準（案）の策定に向けた検討を行う。 建設関連職業訓練校等連絡会議の開催等を通じ、全国の職業訓練校等における情報交換及び情報共有等によるネットワークの構築を図る。 地域連携ネットワーク意見交換会及び成果報告会を開催する。 アクションプログラム第5版の策定に向けた検討を行う。
<p>取組目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> アクションプログラム（第4版）に基づき各事業を実施する。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 【担当部：経営基盤整備支援センター】 ⑫ 建設労働者緊急育成支援事業 (人材育成支援担当部) (厚生労働省受託事業)	
事業の ねらい・効果	<p>建設産業において、若年入職希望者に対する人材育成の支援体制の整備が急務となっており、離転職者、新卒者、未就職卒業者等を対象として、求職者の募集から職業訓練、就職支援までを一連のパッケージとして実施することにより、とび、型枠、鉄筋等の躯体系職種等における建設技能労働者の確保に対応することを目的とする。(技術職及び他の技能職種についても地域のニーズに応じて柔軟に対応) ※平成 27 年度から 5 年間の時限措置</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本財団に中央拠点を設置するとともに、本事業を全国において実施するため、地域の総合工事業団体、専門工事業団体、職業訓練校等に地方拠点を設置する（地方拠点数：20 箇所（平成 28 年度末現在））。 ・地方拠点には、本財団が新たに雇用する職員を地方駐在の専任職員として配置するとともに、地域の建設業団体や職業訓練校、教育機関等から構成される協議会（既存の協議会等の活用も想定）を設置し、専任職員と協議会が連携して、各地域の状況に即した効果的な事業運営を図る。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地方拠点の拡充、設置（専任職員の採用、地方拠点の事務所賃貸借契約締結等） ・求職者（訓練生）を求人することが見込まれる建設企業及び建設産業団体のニーズ調査 ・職業訓練の実施方針（対象職種、実施期間、カリキュラム等）の作成 ・職業訓練に係る業務委託契約の締結 ・中央拠点・地方拠点の業務連携・情報共有するため電子システムの構築 ・求職者募集業務の実施 ・職業訓練業務の実施 ・就職斡旋業務の実施 ・職業訓練等における既存プログラムの調査及び体系化に関する研究、整備
取組目標	<p>募集：1,000 名、訓練修了者：訓練参加者の 60%、新規入職者：訓練修了生の 70%</p>

Ⅱ

建設産業の振興支援

(4) 人材確保・育成

【担当部：建設キャリアアップシステム運営準備室】

⑬ 建設キャリアアップシステムの開発・運営

事業のねらい・効果	建設産業の健全な発展を図るためには、将来にわたりその優秀な担い手を確保していくことが不可欠である。そのため、業界横断的に技能労働者の経験や技能に関する情報を蓄積する基本的なインフラとして「建設キャリアアップシステム」を構築し、経験と技能に応じた技能労働者の育成と処遇が受けられる産業づくりに貢献する。
事業内容	技能者の本人情報等の真正性を確認した上で、就労履歴や保有資格等に関する情報が蓄積される業界横断的なシステムとして「建設キャリアアップシステム」の構築に着手する。システム構築に当たっては、利用者のニーズを踏まえ、着実な普及・登録及び利活用が図られるよう、行政や関係団体等との連携・協働体制を構築する。
事業計画	「建設キャリアアップシステムの構築に向けた官民コンソーシアム」で合意された方針に従い、システムの設計・構築を進めるとともに、運営方針の決定（利用料金、窓口業務委託、利用ルール等）や各種準備作業を進める。併せて、関係団体と連携して本システムの周知・普及・登録の推進を図るとともに、行政とも連携してインフラとしての本システムを利用した政策展開を図る。
取組目標	「建設キャリアアップシステム」の開発及び運営準備。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 【担当部：経営基盤整備支援センター】 ⑭ 建設産業人材確保・育成推進協議会の運営等 (人材育成支援担当部)	
事業のねらい・効果	建設産業人材確保・育成推進協議会の事務局として建設産業界への若年者の入職促進及び担い手確保・育成に向けた活動を引き続き展開する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・私たちの主張及び高校生の作文コンクールの実施、建設業界ガイドブックの改訂、18歳のハローワーク（若年者に対する情報提供資料）の拡充、人材協全国担当者会議の運営 ・「建設現場へGO！」の拡充、子ども霞が関見学デーへの参加
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・私たちの主張等の募集開始（6月） ・募集締め切り・審査（8月） ・優秀作品の表彰（10月） ・子ども霞が関見学デーへの参加（7月） ・全国担当者会議の開催（1月～2月） ・運営委員会の開催（3月）（平成30年度計画の策定） ・学校キャラバンの実施（随時） ・建設業界ガイドブックの改訂・配布
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・「私たちの主張」等の実施 建設産業の従事者の意識高揚や建設業のイメージアップを図るため、建設産業就労者を対象とした「私たちの主張」及び高校生を対象とした作文コンクールを実施する。 ・「建設業界ガイドブック」の改訂発行 高校生等に建設産業を紹介する「建設業界ガイドブック」を改訂し、工業高校やハローワーク等へ配布する。 ・「18歳のハローワーク（若年者に対する情報提供資料）」 入職前の若年者を対象とした入職促進に資するWebコンテンツ「18才のハローワーク」の拡充を図る。 ・学校キャラバンの実施 小学校、中学校、高等学校を訪問し、建設産業の魅力を直接語りかける学校キャラバンを実施する。 ・「人材協全国担当者会議」の開催 全国の建設業協会や専門工事業団体等の人材確保に向けた優良な取組事例の紹介や意見交換を行う会議を開催する。 ・「戦略的広報推進協議会活動」 建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業に連動し、担い手確保・育成に関する総合コンテンツ「建設現場へGO！」において各種情報を発信するほか、コンテンツの充実を図る。また、子ども霞が関デー等への参加などにより効果的な広報活動を展開する。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 【担当部：経営基盤整備支援センター】 ⑮ 登録基幹技能者制度推進協議会の運営等 (人材育成支援担当部)	
事業のねらい・効果	登録基幹技能者制度推進協議会の事務局として、登録基幹技能者の更なる普及・活用を目指した周知活動等を行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・登録基幹技能者パンフレットの改訂等を行い、周知活動等に活用する。 ・登録基幹技能者のさらなる評価向上へ向け以下の要望活動を展開する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 登録基幹技能者を総合評価制度において活用してもらうよう、公共発注者への要望 ② 優秀職長制度等において登録基幹技能者を評価してもらうよう、総合工事業者並びに総合建設業者団体への要望 ③ 登録基幹技能者が建設業法に規定する主任技術者の要件の1つとなることを受け、国土交通省及び関連団体と協力し、円滑な運用等を図る。 ・「建設キャリアアップシステム」と連携を図り、技能者データベースの充実を図る。 ・登録基幹技能者数：33職種 42団体、51,660名（平成28年3月末日現在）
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・登録基幹技能者制度推進協議会等の開催（5月開催予定）・・・平成28年度の事業報告・決算の承認、平成29年度の事業計画（案）、収支予算（案）の決定について等 ・運営委員会の実施（9月開催予定）・・・上半期の活動報告及び下半期の活動方針について検討 ・運営委員会の実施（3月開催予定）・・・平成29年度の事業報告（案）の検討、平成30年度の事業計画（案）・収支予算（案）の検討について ・その他・・・公共・民間発注者への周知活動、登録基幹技能者パンフレットの改訂、各運営団体のサポート等
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・登録基幹技能者制度の展開に向け、地方公共団体や独立行政法人などの公共発注者や総合工事業者等に対して、登録基幹技能者制度の周知活動を行い、総合評価及び元請企業における評価の活用の拡大を図る。 ・登録基幹技能者ガイドブックの改訂を行い、制度の周知と活用に努める。 ・登録基幹技能者数 60,000人を目標とする。 ・「建設キャリアアップシステム」へ登録する登録基幹技能者数 25,000人を目標とする。

II 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 【担当部：経営基盤整備支援センター】 ⑩ 海外建設技能実習生・外国人建設就労者受入事業 (人材育成支援担当部)	
事業のねらい・効果	<p>建設産業分野における国際貢献の一環として、発展途上国の建設産業に貢献できる人材の育成を図るため、我が国の技能等の移転を図り、当該発展途上国等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的とした「海外建設技能実習生受入事業」の監理団体として事業を実施するほか、緊急的かつ時限的な措置として即戦力となる外国人建設就労者の受入を行う「外国人建設就労者受入事業」の特定監理団体として事業を実施する。</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ベトナム、ミャンマー、中国を中心とした技能実習生、建設就労者の受入れを実施するとともに、フィリピン、インドネシア等の新たな送り出し国との提携について検討を進める。 ・実習生の円滑かつ効率的な実習が可能となるよう、巡回訪問等を通じて、幅広く受入企業のニーズを把握し、それに対応したサービスを提供する。 ・平成 28 年 11 月に「技能実習生」に関する法令が公布され 1 年以内に施行されることから、引き続き、監理団体として適切な対応を図るとともに、実習生受入れ企業に的確な情報を提供し、新制度の普及を図る。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、7月、10月、1月に技能実習生及び就労者（再入国）の募集を実施する。 ・入国後の国内講習を効率的に実施する。 ・巡回訪問を強化することにより、実習生受入れ企業が労働関係法令を遵守していることを確認していくとともに、受入企業のニーズに対応した有効な情報提供を行う。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・海外技能実習制度の見直しに適切に対応する。送出し機関・実習実施機関との役割分担について整理を行い、実施する。 ・事業実施方法の刷新を図り、受入企業に対するサービス向上をはじめ、監理団体としての責務を一層的確に果たしていく。 ・外国人建設就労者受入事業については、現状の実習実施機関を中心に実施する。

II 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 【担当部：金融・経理支援センター】 ⑰ 建設業経理士の支援・育成 (経理研究・試験担当部) (登録建設業経理士制度の運営)	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・1級及び2級建設業経理士を対象とした自己啓発のための継続学習制度である「登録建設業経理士」制度を運営し、建設業経理士の能力の維持向上を図る。 ・登録建設業経理士に対して、講習会、メールマガジン、スキルアップセミナー等を通じて、最新の税・財務等の会計知識をはじめ実務スキルの向上に資する様々な情報を提供する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新規登録者および更新者を対象とした登録講習会（上期、下期）を開催する。 ・登録建設業経理士に対するサービスの充実・提供を図る。 <ol style="list-style-type: none"> ①電子書籍版「建設業の経理」を提供する。 ②(一財)建設産業経理研究機構（以下：機構）が実施する実務セミナーに登録建設業経理士が参加する場合、特別割引価格で受講できるよう助成する。 ③登録建設業経理士が無料で参加できるスキルアップセミナーを、機構と協力し、全国主要都市で開催する。 ④登録建設業経理士WEBサイト（以下：WEBサイト）にスキルアップセミナーの様態を収録・編集した動画をアップする。 ⑤受講者へのメリット拡大のため、WEBサイトのFAQコーナー新設および講習カリキュラムの見直し（特に更新者に対する講習カリキュラムの検討）等を行うとともに、登録者の企業規模等属性を加味した情報提供等の検討を行う。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・全国主要都市において登録講習会を50回程度開催する（開催都市の拡大および土・日曜日の開催を検討する）。 ・登録建設業経理士が無料で参加できるスキルアップセミナーを機構と連携して10回開催する。 ・WEBサイトやメルマガを通じた情報提供の継続的な実施及びFAQコーナー等WEBサイトの充実を図る。 ・機構が実施する実務セミナーに登録建設業経理士が参加する場合の受講料助成を行う。 ・登録建設業経理士の属性（年代、勤務先等）を把握し、登録建設業経理士を雇用している企業を当財団HPで公開する。 ・登録講習会テキスト及びカリキュラムの見直しを行う。 ・受講者メリット拡大のため、定期的に外部講師を含め検討会（特に更新者に対する講習カリキュラムの検討）を実施する。 ・受講生のニーズ把握を目的として、ヒアリング調査等を行う。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・登録建設業経理士の年間登録人数を1級・2級合わせ、1,200名を目標とする（上期、下期合わせ50回程度の開催を目標とする）。 ・登録者およびリピーター（更新者）を確保するため、サービスを充実する（登録メリットの向上）。 <ol style="list-style-type: none"> ①WEBサイトの充実（電子書籍版「建設業の経理」の掲載、セミナーの動画コンテンツのアップおよびFAQコーナーの新設等）。 ②機構が開催する実務セミナーに参加する登録建設業経理士への優遇措置の実施（助成額400万円＝5千円/人×50人×16実務セミナー）。 ③スキルアップセミナーを機構へ委託し、全国10箇所で開催する。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(5) 調査研究、広報、情報提供等 【担当部：企画広報部及び各部】	
⑱ 建設産業にかかる総合的な調査研究 等	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設産業に関する調査研究等を通じて、建設産業振興策の立案等に活用する。 ・ 本財団の事業促進に関連する団体等との協力体制を強固にし、施策の連携及びステップアップを図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の建設産業を見据えた諸課題の解決に資する各種の調査研究等を行う。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設企業の採用活動状況や資格取得と入職促進等に関する調査研究の実施。 ・ 建設産業における社会保険加入促進等に資する調査研究等の実施。 ・ 地域建設業におけるインフラ等の維持管理等の取組等について関係機関との情報交換を行い、現状の問題点や課題と今後の展開について整理・検討。 ・ 関係機関との連携により、建設産業政策策定等の際に資する建設産業関係データにつき、現況のデータ分析及び整備方法を検討。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究及び検討の成果がより早く発現するよう、本財団の各部門はもとより、関係する諸機関との緊密な連携を図る。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(5) 調査研究、広報、情報提供等	
【担当部：金融・経理支援センター】	
⑱ 建設業経理に関する調査研究等	
(経理研究・試験担当部)	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小建設企業の会計処理の現状について、企業規模や職種による違いを明らかにし、今後の企業経営に有効な施策に資する調査を実施するとともに、講習会等により企業経営の改善策等に資する情報提供を行う。 ・ 建設業経理士（経理事務士）資格取得者の建設業への入職・定着状況等を関係機関等と連携して調査することにより、関係機関等を通じて若年者の建設業経理士（経理事務士）資格取得者の入職・定着促進を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小建設業の経営施策に資するようなテーマを設けて各都道府県建設業協会と連携し、税財務講習会等を実施する。 ・ 2級取得のためのカリキュラム作成、2級等取得者の建設業への入職状況等について調査研究を行う。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設産業団体と共催して税財務講習会を実施する。 ・ 「建設業の経理」をセミナー・団体等に配布し、活用を図る。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税財務講習会（都道府県建設業協会）は10回の開催を目標とする。 ・ 登録講習会等においてアンケート調査を実施し、受講者の属性およびニーズ等を把握し、施策検討のための検討会に活用する。 ・ 調査研究事業として2級取得のためのカリキュラム作成、2級等取得者の建設業への入職状況等について調査研究を都道府県建設業協会と連携し実施する。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(5) 調査研究、広報、情報提供等 【担当部：企画広報部及び各部】	
⑳ 広報誌の発刊及び建設産業に係る情報提供	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・本財団が実施する事業の広報や、建設企業や建設産業団体等の活動についての広報を積極的に行うことにより、国民にとって身近な建設産業界、国民と建設産業界をつなぐ橋渡しの役割を果たす。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「建設業しんこう」の発行（全10号、7・8月号と12・1月号は合併号）及び「しんこう－Web」による情報提供 ・入職促進に資する若年者等を対象としたWEBサイト、ガイドブック等による情報発信 ・ホームページやパンフレット等を活用した各事業の広報・情報提供
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・「建設業しんこう」を年間10回発行するほか、WEBサイトの改修及び内容の充実を図る。 ・「建設産業人材確保・育成推進協議会」、「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム」と連動し、若年者の入職促進、担い手の確保・育成に関するWEBサイト「現場へGO!」や「18歳のハローワーク」の内容更新及び「高校等キャラバン」等、各種イベントの実施に係る情報を適時・的確に提供する。 ・建設産業団体における団体間の情報共有を促進するため、担い手の確保・育成をはじめとする各建設産業団体の取組事例をデータベースとしてホームページで紹介する。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・「建設業しんこう」の魅力的な誌面構成の検討及びWEBコンテンツのタブレット端末対応等により、さらなる内容の充実等を図り、国民と建設産業をつなぐ橋渡しとしての役割を果たす。 ・ホームページ・パンフレット等の内容の充実と見やすさ・分かりやすさの追求をしていくとともに、各事業の実施及び成果に関する情報提供の頻度向上を図る。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(5) 調査研究、広報、情報提供等 【担当部：企画広報部及び各部】	
① 連携団体職員合同研修	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> 建設産業団体の事務局職員の合同研修の開催を通じ、職員の資質向上及び研鑽、相互理解の促進を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 本財団の出えん団体をはじめ、各都道府県建設業協会事務局職員（支部職員等を含む）を対象とした2日間の研修を実施する。 建設産業政策の動向や建設産業団体事務局における実務等に資する知識等（企業経営支援、広報、法務、会計・税務等）に関する研修を実施するとともに、建築物や公共土木施設等の見学を実施する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 研修参加者アンケートの調査結果を参考に、開催時期・場所を含め企画内容を検討した上で実施する。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> グループワークなど、参加者相互の交流促進の観点を踏まえた研修内容を企画し、実施する。 研修実施後のアンケート調査等を踏まえ、より受講者満足度の高い研修会の企画内容を検討し、継続的な研修会の実施に繋げる。

Ⅲ 施工技術等の向上	
【担当部：試験研修本部】	
② 建築／電気工事施工管理技術検定試験 (試験管理・講習部／建築試験部／電気試験部)	
事業のねらい・効果	技術検定試験の実施を通じ、施工管理技術者の確保・育成を図り、建設業の施工技術の向上に寄与する。
事業内容	国土交通大臣の指定試験機関として、建設業法第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づき次の技術検定試験を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築施工管理技術検定試験（1 級及び 2 級） ・ 電気工事施工管理技術検定試験（1 級及び 2 級）
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級学科試験の実施（平成 29 年 6 月 11 日（日）） ・ 1 級実地試験の実施（平成 29 年 10 月 15 日（日）） ・ 2 級学科試験(前期)の実施（平成 29 年 6 月 11 日（日）） ・ 2 級学科試験(後期)及び学科・実地試験の実施（平成 29 年 11 月 12 日（日）） ・ 2 級建築施工管理技術検定学科試験の年 2 回化への対応。 ・ 2 級電気工事施工管理技術検定学科試験の年 2 回化(予定)に向けた準備・体制整備等。 ・ 試験実施回数増に伴う審査体制の強化等。
取組目標	<p>(1) 建築・電気工事施工管理技術検定試験の適確な実施・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 級建築施工管理技術検定学科試験の年 2 回化（「前期：受検種別は『建築』」・「後期：受検種別は『建築』『躯体』『仕上げ』」）に伴い、申込審査、試験問題の作成等、適確な実施運営を行う。 ・ (一社)全国工業高等学校長協会主催の顕彰制度であるジュニアマイスター（特別表彰）の申請期間に対応するため、平成 29 年度 2 級建築施工管理技術検定学科試験(後期)の合格発表を 1 月中に実施する。 <p>(2) 施工管理技術者の確保・育成に資する受験者の利便性向上・拡大策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受験者への情報提供等のツールである受験者マイページについて、更なる機能充実を図り利用促進に繋げる。 (現在)：①受験会場案内、②合否状況の確認、③住所変更届け、④受験地変更届け 等 ・ ネット申込は願書購入が不要となるため、再受験者に対し、受験者マイページを通じてネット申込の利便性を周知するとともに、利用率の向上に繋げる。 <p>(3) 国土交通省と連携した検討及び入職に関する調査等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 級建築施工管理技術検定学科試験については、工業高校生が在学中に受験可能となったが、学科試験に合格しても、入社した会社の配属先が受検種別と異なる専門部署等であった場合、学科試験から受け直す必要があることから、受検種別の統合化に向けた取組等を行う。（種別区分の見直し） ・ 1 級学科試験の早期受験に向けた検討等を行う。（受検資格の緩和） ・ 若年層の建設業界への入職促進、及び、高水準にある離職率を抑制するため技士補制度(仮称)の導入に向けた検討等を行う。（資格取得への意識醸成とモチベーション向上） ・ 工業高校生の入職促進に関連して、建設企業・高校・生徒に対し、求人・採用活動、就職する際の若年者の意識等についてヒアリング・アンケート調査を行い、建設業への入職における課題、施工管理技術検定ほか資格取得の入職促進における有効性等についての実態調査を行う。（企画広報部、金融・経理支援センター、経営基盤整備支援センターと連携して実施。）
備考	<p>受験見込者数</p> <p>【建築（1・2 級合計）】 95,744 名（平成 28 年度実績） → 101,000 名（平成 29 年度推計）</p> <p>【電気（1・2 級合計）】 45,406 名（平成 28 年度実績） → 45,400 名（平成 29 年度推計）</p>

Ⅲ 施工技術等の向上	
【担当部：試験研修本部】 （試験管理・講習部）	
⑳ 監理技術者講習	
事業のねらい・効果	・建設工事の適切な施工を確保する上で重要な役割を担う監理技術者を対象に、最新の法律制度、施工管理及び建設技術に関する講習を実施し、施工技術の維持向上を図る。
事業内容	国土交通大臣の登録講習実施機関として、建設業法第 26 条第 4 項に基づく、監理技術者講習を全国において実施する。
事業計画	・講習予定回数 1,030 回（対面 64 回・テレビ 966 回） （開催予定都市：47 都道府県、約 260 会場において開催） ・受講者推計 35,000 名
取組目標	<p>【年間目標】 受講予定者数 35,000 名</p> <p>（1）受講者数拡大による収入増加策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業団体と連携し P R チラシの配布及び協力体制の強化 ・企業申込データ等を分析して出張講習の営業強化を図る <p>（2）受講者に対する利便性の向上及びサービス改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる情報発信の強化→申込申請画面の改善 ・受講者を対象とした有益な情報提供体制の整備（マイページ機能の充実化） <p>（3）その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区別受講者データ分析を実施して、次年度以降の効果的な事業計画を策定
備考	受講者推計 平成 28 年度計画 35,000 名 → 平成 29 年度推計 35,000 名

Ⅲ 施工技術等の向上	
⑳ 建築施工管理能力の維持・向上支援事業 (建築施工管理 CPD 制度の構築・運用) 【担当部：試験研修本部】 (試験管理・講習部)	
事業のねらい・効果	・建築施工管理分野の技術者が自主的に能力を研鑽する継続教育（CPD）制度を通じ、技術者の技術力の維持・向上を図る。
事業内容	既存の建築 CPD 情報提供制度等と連携し、建築施工管理 CPD 制度を運用する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度の参加者数増大及び実績証明書利用拡大に向けた普及活動の推進 ・建築施工管理プログラムの開発 ・建築設備施工系 CPD の制度構築に向けての検討の実施
取組目標	【年間目標】 平成 29 年度参加者累計 4,500 名 (1) 制度参加者の拡大 ・建設業協会の建築部会等と連携して CPD 制度の周知普及を図る ・制度参加の周知チラシのリニューアルを実施 (2) 発注機関への制度利用の促進 ・当制度の実績証明書活用拡大に向けた活動の実施 (3) 施工系プログラムの構築 ・大阪建設業協会の協力を得て、若手技術者向けの映像プログラムを構築（2 時間×1 講座） (4) 建築設備施工系 CPD の制度構築に向けての検討の実施 ・建築設備の専門工事業団体等のニーズを踏まえ、建築設備施工管理技術者のための CPD 制度構築に向けて検討を実施
備考	(平成 28 年 11 月 30 日現在) 参加者累計 3,245 名 → 平成 29 年度参加者累計推計 4,500 名

IV 建設産業政策への協力	
②5 地域建設産業活性化支援事業 (国土交通省受託事業)	【担当部：経営基盤整備支援センター】 (経営改善支援担当部)
事業の ねらい・効果	<p>本事業は国交省（市場整備課）の委託事業であり、平成 23 年度より同様の業務を継続的に受託してきた実績がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援では、建設企業の新事業展開への取組や経営改善など、経営上の課題に幅広く対応し、建設企業の経営革新に資することを目的とする。 ・重点支援では、実現可能性及び汎用性の高い事業を支援することから、事例集等の作成により建設業界に幅広く参考となる事例や情報等について発信する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新事業展開、企業再編等の課題を抱えている企業に対し、建設業に精通した専門家派遣による経営相談（相談支援）を実施する。 ・また、相談支援を実施した建設企業の中から、モデル性の高い取組を行う企業を選定し、次の二通りの重点支援を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 支援チーム組成による継続支援（コンサルティング支援） ② 建設業の持つノウハウを活かした地域の課題解決に資する事業に要する経費の一部支援（ステップアップ支援）
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援等の質を維持するため、アドバイザーの見直し、追加登録等を実施する。 ・事業開始に伴う PR 活動を実施するとともに、必要に応じて事業説明会を開催する。 ・平成 28 年度の重点支援効果等を検証し、平成 29 年度重点支援選定基準等を策定する。 ・十分な支援期間を確保するため、重点支援対象選定のため早期に初回の全国審査会を開催する。 ・重点支援予算の残余状況に鑑み、2 回目以降の全国審査会を開催し重点支援企業の追加選定を行う。 ・翌年度の事業継続を想定し、エリア統括マネージャー・アドバイザーの評価を実施する。 ・重点支援選定企業の事業進捗状況、書類等の整備状況の確認のため現場調査を実施する。 ・重点支援の効果測定のため、アンケート調査を実施する。 ・次年度の事業実施に向け国土交通省と方向性等の検討を行う。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援においては 1,000 件程度の専門家派遣、重点支援のコンサルティング支援は 25 件程度、ステップアップ支援は 20 件程度の支援を目標とする。

IV 建設産業政策への協力	
②⑥ 建設業における女性の入職・定着促進事業 (国土交通省受託事業) 【担当部：経営基盤整備支援センター】 (人材育成支援担当部)	
事業のねらい・効果	<p>本事業は国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課の委託事業であり、本財団では平成 27 年度に同様の業務を同局建設業課より受託した実績がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 8 月に国土交通大臣と建設業 5 団体との間で取り決められた「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」に基づき、5 年以内に建設業で働く女性を倍増することを目指し、官民を挙げた取り組みを行っている。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 建設業界における女性の継続的な受入体制の醸成のための支援や、女性の入職促進のための情報発信等を行う。 建設業女性活躍相談窓口の設置、建設業女性活躍推進会議の開催、情報発信の強化を主な柱立てとし、事業を推進する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○建設業女性活躍相談窓口の設置 <ul style="list-style-type: none"> 女性活躍に向けて取り組む建設企業の具体的な課題解決に際し、建設業の女性活躍の環境整備に精通した専門家（建設業の実務を熟知する専門アドバイザー）によるコンサルティングを実施 ○建設業女性活躍推進会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> 女性活躍に取り組む事例の水平展開と意見交換により、いっそうの女性活躍推進に向けた意識の醸成と施策の充実を図る。 地区単位の地域ブロック会議（地域座談会）及び全国会議を開催する。 ○情報発信の強化 <ul style="list-style-type: none"> 既存のコンテンツ（ホームページ：建設現場へ GO！、建設現場で働く女性がカッコイイ！など）の拡充、映像媒体を含めた情報発信の強化
取り組み目標	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度は上記の「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」に掲げる目標期間 5 年のうちの 3 年目に該当するため、より実効性の高い取り組みを推進することとする。

平成 29 年度 事業計画書
～建設産業の新たなステージを見据えて～

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 4-2-12

電話：03-5473-4570

URL <http://www.kensetsu-kikin.or.jp>

